

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

中本造林株式会社

平成 1 8 年 1 2 月

(社)全国林業改良普及協会

I. 中本造林（株）の概要

1. 申請者名称・所在地 中本造林(株) 代表取締役社長 中本雅生
広島県廿日市市栗栖 508 番地
2. 認定事業体 中本造林(株)／広島県廿日市市栗栖 508 番地
3. 事業内容・業種 造林・育林・山林の受託管理・素材生産
スギ製品製造販売

4. 中本造林(株)の沿革と概要

現社長の祖父・中本勇が、昭和 10 年 5 月に創業した中本材木店（移動製材業）の経営に伴い、郷里の吉和村（現廿日市市）内各所の山林を購入していったことを端緒としている。

植林を始めたのは現社長の父・中本利夫で、昭和 24 年、天然スギの穂苗を現在の駄荷団地内に植えたものが第一号である。

昭和 27 年 4 月 2 日には有限会社中本林業を設立し、製材業とフローリング材などの木材商を中心に、時代の浮沈を乗り越えて徐々に事業を拡大してきた。

昭和 35 年 10 月に、さらなる企業規模の拡大のため、株式会社へ組織変更した。この間、山林事業部が引き続き植林活動を行っていたが、当時専務の利夫がフローリング製造事業に専念せざるをえなかったことなどから責任者が不在となり、山林の管理が行き届かなくなっていた。そこで昭和 34 年 7 月、山林の管理及び造林事業を専任で管轄するために、山林事業部が独立する事となった。こうして中本造林株式会社が設立された。

中本造林は当初、中本勇をはじめ中本一族の所有山林（約 300 町歩）を分収造林として管理することからスタートしたが、その後、分収造林契約地や受託経営林、また自社所有林の拡大に努め、昭和 41 年 11 月には植栽本数が 100 万本を、昭和 50 年代の初めごろには造林地面積が 1,000 ha を超えた。

経営の安定のため、事業の多角化に務め、昭和 38 年 4 月内地材丸太の生産・販売を開始。さらに昭和 40 年チップの生産・販売を開始。その後昭和 41 年に固形燃料オガライトの生産工場。昭和 42 年には佐伯町（現廿日市市）栗栖に内地材専門チップ工場、昭和 43 年にはオガライト第 2 工場を建設した。（オガライト事業からは昭和 54 年に完全に撤退）。

現在は、廿日市市栗栖の本社工場と友田の友田工場で、焼杉板を中心とした建築内外装材の製造、販売を行っている。製材、加工、販売の仕組みを整え、原木を受け入れて焼杉板、羽目板、フローリングなどを製造。製品の大半を西日本の各地で販売している。

自社管理の山林など地域で伐採・搬出された原木も、主に本社工場で製材加工され製品になっている。

得られた利益は積極的に山林の育成・管理事業に還元しており、育成山林では、低コスト林業に向けた路網整備と路網に合わせた機械化をすすめている。

平成元年には、農林水産祭の林業経営部門で天皇杯を受賞した。これは、苗畑から商品販売までの一貫体制が評価されたためである。

創業当初から植えていた代表的な山林では、当時に想定していた伐期に達した区画もある。しかし近年では100年伐期以上の林業経営を目指すこととしたため、素材生産目的の皆伐は止めている。

山林管理は、路網を生かした継続的間伐により、人工林は長伐期林へ、天然林は保護林として、地域文化の基盤となる景観・水源・国土・遺伝資源を守り続ける体制に向かっている。

5. 分別・表示管理体制

「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「S G E C 森林認証された森林から生産した認証林産物と非認証の他の林産物が受入、保管、加工、出荷の各段階で混在しないよう、分別・表示管理する管理責任者を設置し管理体制を確立するとともに、帳票類を作成・保存して認証林産物の普及・PRに努める」こととしている。

なお、「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「S G E C 分別・表示管理体制図」を定めている。

産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。

8月28日／書類確認

10月25日／ ”

12月20日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根	明臣
東京農業大学教授・農学博士	河原	輝彦
東京農工大学助教授・農学博士	土屋	俊幸
木構造振興株式会社専務取締役	西村	克美
(社)日本育種協会理事長	真柴	孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	高澤	修
同	児島	裕
同	野田	昭一
同	大竹	秀一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 中本造林（株）の審査における判定事由書

審査委員会により、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき、別紙「中本造林（株）審査判定表」のとおり、10項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づき、別紙「中本造林（株）審査判定表（分別・表示）」のとおり「審査判定」を行い、審査委員会に諮ったところ、中本造林（株）は、認定に値する事業体であるとして判定された。

基準 1 経営の健全性

1-1 / 妥当である 持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

中本造林（株）（広島県廿日市市栗栖）は、本社工場と友田工場で、地域材を含めた国産材の焼杉板を中心とした建築内外装材の製造、販売を行っている。

自社内に製材、加工、販売の仕組みを整え、年間約 12,000 立米の国産材を受け入れ、主に無垢板の焼杉板、羽目板、フローリングなどを製造し、製品の大半を西日本の各地で販売している。

1-2 / 妥当である 経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

「決算報告書」により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である 認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

中本造林（株）は、山林管理から商品販売までの一貫体制が評価され、平成元年には、農林水産祭の林業経営部門で天皇杯を受賞している。

製品原料は、国産のスギ（国産丸太 12,000 立方：外材 1,500 立方）を中心としており、SGEC認定事業体としての適合条件を揃えている。

2-2 / 妥当である 認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

中本造林の管理する山林は、先んじて SGEC 森林認証を申請中であり、また、

同時に認証申請中の「西山林業組合」「安田山林」などと、現在も反復継続的な取引関係ができています。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

中本造林（株）は、創業以来、林業に始まり、製材、チップ製造、オガライト製造、現在主流の焼杉板などの内外装材など、時代のニーズに対応して様々な木製品の生産に積極的に取り組んできている。

認定事業体取得を契機として、SGEC 認証材を販売戦略に組み込む計画である。

基準3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

中本造林（株）では、「認証林産物の分別・表示管理方針書」「認証林産物の生産・加工計画書」を作成している。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

中本造林（株）には、原木土場及び、選別、一次加工品の乾燥・保管場所、二次製品倉庫を設けており、規格・寸法、用途別に保管されている。

認定後は、認証林産物専用の保管場所を設置するとともに、加工段階でも、期間を別に定め、非認証林産物と混在しないように管理することとしている。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

中本造林（株）では、分別・表示管理を担当するSGEC 認証林産物管理部長及び現場担当者を配置し、研修を行うこととしている。その他の従業員に対しても分別・表示管理の趣旨の周知を図る。なお、「認証林産物の分別・表示管理体制図」を作成している。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。

IV. 添付資料（主な確認資料）

- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の加工・管理計画書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理体制図
- ・ S G E C 認定事業体組織図

V. 審査判定表